

委任状の押印について

確認申請手続き等を代理人に委任する場合、申請書に委任状又はその写しの添付が必要です。

令和3年1月1日付で、確認申請書等の押印が不要となったことを受け、町田市に確認申請等を行う場合の委任状の取扱いについて、下記のとおりとします。

(指定確認検査機関に提出する場合、確認申請手続き以外の各種法令・条例に基づく手続きを行う場合は、それぞれの取扱いに従ってください。)

<委任状の取扱い>

下記のいずれかにて作成したものを添付してください。

- ① 委任者の押印、または自署のあるもの
- ② 委任者本人（法人等の場合は担当者）の連絡先が明記され、必要に応じて委任の意思確認ができるもの
- ③ 委任の事実確認ができる資料が添付されているもの（設計業務委託契約書の写し等）

<注意事項>

・委任状は、委任者本人の意思に基づいて作成する書類です。そのため、押印の要否について上記取扱②、③を選択する場合にあっては、委任者・受任者間において押印を省略することの了解が取れていることが大前提です。

・委任状の偽造・及びその行使については、私有文書偽造罪・同行使罪等に問われることになります。